

件名：新型コロナウイルス関連情報（日本の新たな水際対策措置）

○日本入国時の水際措置変更について、お知らせします。

1 入国後の自宅待機期間の変更

（10日→7日）

全ての国・地域からの帰国者・入国者に求めている入国後の自宅待機、健康フォローアップ、公共交通機関不利用の期間は、これまでの10日間から7日間に変更されることになりました。この措置は1月29日（土）午前0時（日本時間）以降適用され、既に日本入国済みで待機中の方に対しても同時刻から適用されます。

2 検疫所長の指定する宿泊施設での待機期間（変更なし）

海外から日本へ入国する場合に求められている、検疫所長の指定する場所での待機期間には変更はありませんので御注意願います。

現在、米国全土（イリノイ州、カリフォルニア州、テキサス州、ニューヨーク州、ハワイ州、フロリダ州、マサチューセッツ州を除く）から日本に帰国・入国される方は、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間の待機の上、入国後3日目に改めて検査を行い、陰性と判定された方については、同宿泊施設を退所後、入国後7日目までの間、自宅等での待機となります。

なお、当館管轄地域のうち、イリノイ州から日本に帰国・入国される方については、6日間の待機と入国後3日目・6日目の検査が求められています。いずれの検査においても陰性と判定された方は、同宿泊施設を退所後、入国後7日目までの間、自宅等での待機となります。

詳細につきましては、厚生労働省 HP 又は外務省 HP で御確認ください。

日本への帰国・入国を検討される方は、必ず厚生労働省又は外務省 HP で最新情報を御確認ください。

【厚生労働省HP】

「水際対策強化に係る新たな措(26)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889633.pdf>

「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000883243.pdf>

【外務省HP】

「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和４年１月２８日時点）」

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0128_list.pdf

「新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置」

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C013.html

（検疫の強化に関する日本の問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

《日本国内から》：0120-565-653

《海外から》：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

当館連絡先

Tel：（312）280-0400（24 時間対応）（注）

Fax：（312）280-9568

Email：ryoji1@cg.mofa.go.jp

（注）新型コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前 9 時 15 分から午後 5 時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後 5 時以降、翌日午前 9 時 15 分まで（事件、事故、その他緊急の用件）は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。